

第4次豊中市総合計画前期基本計画 行政評価指針

平成 31 年（2019 年）2 月

政策企画部 企画調整課

目 次

1. はじめに	1
2. 行政評価制度の目的	2
3. 行政評価制度の構成	3
(1) 行政評価制度の基本的な枠組み	3
(2) 政策評価	4
(3) 事務事業評価	5
4. 政策評価における総合計画審議会の役割	6
5. マネジメントサイクルにおける政策評価の位置付け	7

1. はじめに

豊中市では、平成 12 年度（2000 年度）から事務事業評価を実施し、個々の事務事業の見直しを行い、業務の効率化に取り組んできました。

また、平成 19 年度（2007 年度）に施行された豊中市自治基本条例第 20 条の規定により、総合計画に基づく行政評価制度を構築し、平成 24 年度（2012 年度）から運用を開始しました。

平成 30 年度（2018 年度）からは第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（以下、「前期基本計画」という）に基づく市政運営を推進しています。

前期基本計画は、社会環境の変化などに対応するため、第 3 次豊中市総合計画後期基本計画から、施策を 66 施策から 17 施策にまとめ直しました。これを受け、行政評価制度についても、前期基本計画行政評価指針を新たに策定するものです。

前期基本計画行政評価指針に基づき、P D C A（Plan—計画、Do—実行、Check—評価、Act—改善）サイクルをまわし、総合計画の着実な進行を図ります。

2. 行政評価制度の目的

- ◆成果重視の行政運営
- ◆職員間の目的・課題の共有
- ◆説明責任の確保

○成果重視の行政運営

- ・「どれだけ仕事をしたか」ではなく「どれだけ成果があがったか」という視点を重視した行政運営を行います。

○職員間の目的・課題の共有

- ・行政評価を行うことにより、施策や事務事業の目的と政策をとりまく課題を職員間で共有します。

○説明責任の確保

- ・評価結果を公表することで、施策や事務事業の現状について、市民・事業者への説明責任を確保することや、目的・課題を共有することにつなげます。

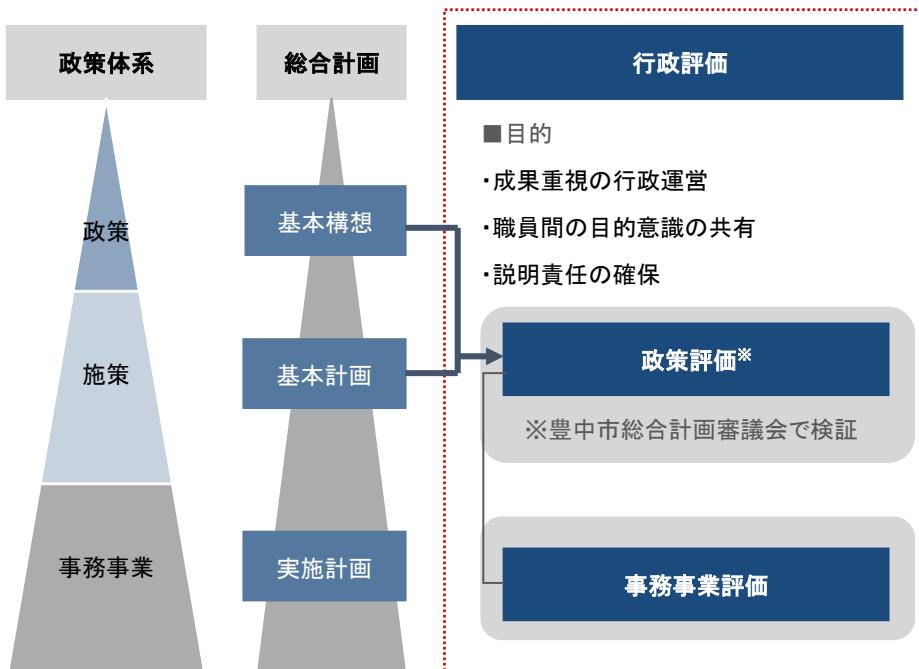
3. 行政評価制度の構成

(1) 行政評価制度の基本的な枠組み

- ◆ 「政策評価」及び「事務事業評価」で構成
 - ・政策評価 ⇒ 総合計画の政策・施策を評価
 - ・事務事業評価 ⇒ 個別の事務事業を評価
- ◆ 政策評価については、豊中市総合計画審議会で検証

- 行政評価制度は、総合計画の政策・施策を評価する「政策評価」と個別の事務事業を評価する「事務事業評価」で構成します。
- 「政策評価」により、次年度以降の政策・施策展開を定めるとともに、「事務事業評価」により、個別の事務事業について適正化・効率化・質の向上を図ります。

【行政評価の構成】



(2) 政策評価

【定義】	「まちの将来像」の実現に向けて、政策がどれだけ進んだかの評価を行うこと
【目的】	総合計画の進行管理
【対象】	前期基本計画の17施策及び「施策の方向性」
【評価者】	施策を担当する部局長
【結果の活用】	政策・施策を改善していくうえでの判断材料とし、次年度以降の「施策の方向性」に沿った取組みへつなげる

- 前期基本計画では、各施策に「施策の方向性」を設定し、どれだけ「施策の方向性」が進んでいるか、ということを基本的な視点として、施策ごとの進行管理を行います。
- 「施策の方向性」ごとに「施策指標」を設定し、取組み結果に関する分析を行い、17施策の進捗状況を把握します。
- 施策指標は、成果指標を中心とし、活動内容や活動量を示す指標については、成果指標を補助・代替するものとして設定します。
- 部局長が、「施策の方向性」の分析結果をふまえ、関係する部局と調整したうえで、施策の評価を行います。
- 評価結果は、政策や施策を改善していくうえでの判断材料とし、次年度以降の「施策の方向性」に沿った取組みへつなげます。また、第4次豊中市総合計画後期基本計画の策定の参考とします。

(3) 事務事業評価

【定義】	個別の事務事業の費用や効果、効率などを分析し、事務事業の見直しを図ること
【目的】	事務事業の適正化・効率化・質の向上を図るため
【対象】	前年度に実施した事務事業
【評価者】	施策を担当する課の課長
【結果の活用】	担当課における事務事業の見直し 業務の管理

- 事務事業評価では、手段や資源配分の観点から前年度に実施した事務事業をふりかえり、事務事業の適正化・効率化・質の向上を図ります。
- 事務事業評価は、事務事業それぞれの活動量を定量的に分析するとともに、必要性や運営方法等、多面的な観点から評価します。
- 事務事業評価の結果については、予算や組織等、行政運営に関する既存の諸制度と関連づけながら活用します。

4. 政策評価における総合計画審議会の役割

【目的】 政策評価の適正な運用及び客観性の向上

【委員構成】 市民、学識経験者等

【対象】 前期基本計画の17施策

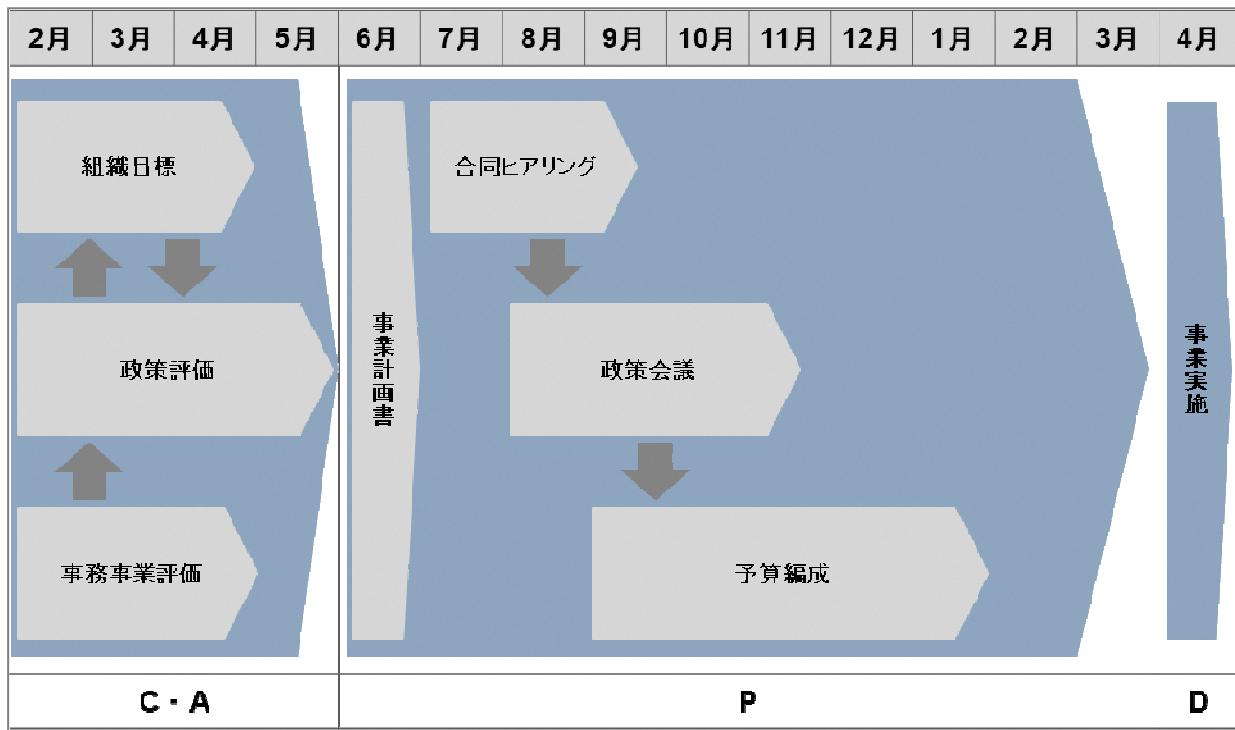
※ 【結果の反映】 政策評価の制度の改善
施策指標等の見直し

○政策評価の適正な運用及び客観性の向上を図るため、取組みの成果や問題点・今後想定される事項をふまえて、今後の方針や総合評価の理由がわかりやすいものになっているか、分野横断的かつ俯瞰的な視点に立ち、検証を行います。

※審議会による検証を受け、政策評価制度の改善や、「施策指標」等の見直しなどについて検討を行います。

5. マネジメントサイクルにおける政策評価の位置付け

【マネジメントサイクルイメージ】



- 政策評価結果を政策の進捗把握や市政運営を進めるうえで施策の優先を決める判断材料として活用します。
- 次年度の事業計画・予算編成などに十分反映できるよう、政策評価結果を5月末に仮策定を行い、事務事業評価とあわせて公表します。